

第12回

高知県・高知市病院組合議会定例会会議録

平成13年10月30日開会

平成13年10月30日閉会

高知県・高知市病院組合議会

第12回高知県・高知市病院組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（10月30日）

出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
議事日程	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案の上程	4
上岡管理者	4
質疑	8
採決	23
閉会のあいさつ	23
上岡管理者	24

巻末掲載文書

議案の提出について	25
議決一覧表	26

招 集 告 示

高知県・高知市病院組合告示第3号

第12回高知県・高知市病院組合議会定例会を、平成13年10月30日に高知県議会議事堂第3・4委員会室に招集する。

平成13年10月23日

高知県・高知市病院組合管理者 上岡 義隆



議 員 席 次

1番	池 脇 純 一 君	2番	今 西 清 君
3番	小 原 敏 一 君	4番	川 添 義 明 君
5番	川 田 雅 敏 君	6番	吉 良 富 彦 君
7番	楠 本 正 躬 君	8番	久 保 昭 一 君
9番	小 崎 千 鶴 子 君	10番	下 本 文 雄 君
11番	土 森 正 典 君	12番	中 内 桂 郎 君
13番	中 澤 は ま 子 君	14番	西 森 潮 三 君
15番	牧 義 信 君	16番	元 木 益 樹 君

第12回高知県・高知市病院組合議会定例会会議録

平成13年10月30日（火曜日） 会議第1日

出席議員

1番	池脇純一君	2番	今西清君
3番	小原敏一君	4番	川添義明君
6番	吉良富彦君	7番	楠本正躬君
8番	久保昭一君	10番	下本文雄君
12番	中内桂郎君	13番	中澤はま子君
14番	西森潮三君	15番	牧義信君
16番	元木益樹君		

欠席議員

5番	川田雅敏君	9番	小崎千鶴子君
11番	土森正典君		

説明のため出席した者

管 理 者	上岡義隆君
副 管 理 者	吉岡諄一君
出 納 長	溝渕良一君
監 査 委 員	佐々木義明君
理事（院長予定者）	瀬戸山元一君
事 務 局 長	山下司君
事 務 局 次 長 兼 総 務 企 画 課 長	吉岡和夫君
参事（看護プロジェクト・チーム長）	中村静子君
事務局整備推進課長	福留勝丸君

議会事務局職員出席者

書 記 村 山 龍 一 君



議 事 日 程 (第 1 号)

平成13年10月30日 (火曜日) 午後1時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3

議第1号 平成13年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算

議第2号 高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正する条例議案

議第3号 平成12年度高知県・高知市病院組合一般会計歳入歳出決算の認定議案



午後1時00分開会 開議

○議長 (西森潮三君) ただいまから平成13年10月高知県・高知市病院組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長 (西森潮三君) 御報告いたします。

川田雅敏議員、小崎千鶴子議員、土森正典議員から、所用のため本日の会議を欠席したい旨、届け出がありました。



会議録署名議員の指名

○議長 (西森潮三君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会会議規則第92条の規定により、

10番 下 本 文 雄 議員

12番 中 内 桂 郎 議員

13番 中 澤 はま子 議員

を指名をいたします。



会期の決定

○議長（西森潮三君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期を、本日1日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（西森潮三君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日と決しました。



議案の上程

○議長（西森潮三君） 日程第3、議第1号平成13年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算から議第3号平成12年度高知県・高知市病院組合一般会計歳入歳出決算の認定議案まで、以上3件を議事の都合上、一括議題といたします。

（提出書 巻末25ページに掲載）

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（上岡義隆君） 本日、議員の皆様には何かと御多用のところ集まりいただきまして、平成13年10月高知県・高知市病院組合議会の定例会が開かれますことを厚く御礼を申し上げます。

病院組合におきましては、これまでPFIの導入に向けまして取り組みを進めてまいりました。去る9月27日には特定事業を選定いたしまして公表したところでございます。その後、法に基づく手順に沿いまして取り組みを現在進めておりまして、1次募集要項の案につきまして一応の取りまとめができましたので、後ほど議員協議会で御説明をさせていただきますと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、本日提出をいたしました議案について御説明をいたします。

まず、議第1号平成13年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算でございます。

これは、10月2日にPFI事業者の選定に関する調査審議をしていただくための15名の委員からなる高知医療センターPFIプロポーザル審査委員会を設置をいたしました。この補正予算は、この委員の皆様への報償費、旅費等、委員会の設置に伴います必要経費1,923万2,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、議第2号高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正する条例議案でございます。

これは、今後PFIの事業化を初めとする事業の進捗に伴う事務量の増加等に対応するため、事務局の体制強化を図る必要が生じることに対応しようとするものでございます。

次に、議第3号平成12年度高知県・高知市病院組合一般会計歳入歳出決算の認定議案でございます。

お手元に決算書をお配りしておりますが、この議案は地方自治法第233条の規定に基づきまして、平成12年度決算について議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、よろしく御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○事務局長（山下 司君） それでは、3件の議案につきまして、順次御説明をさせていただきます。

まず、議第1号平成13年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算でございます。お手元の予算議案及び予算に関する説明書の1ページをお開きいただきたいと思います。先ほど管理者から説明いたしましたとおり、PFIの事業者選定に向けまして、PFIプロポーザル審査委員会を設けまして、15名の委員の皆様方に御審議をお願いすることといたしました。この補正は、当該審査委員会の所要経費1,923万2,000円の補正をお願いするものでございまして、収入は県、市からの負担金を充てることといたしております。

2ページが実施計画でございまして、収入の構成団体負担金、支出の施設整備費をそれぞれ1,923万2,000円増額することとしております。

そして、3ページが資金修正計画でございまして、受入資金の負担金、支払資金の建設改良費を増額いたしております。

なお、差し引き欄の3,656万1,000円は、平成14年3月末の未払い予定相当額でございます。

そして、4ページが収入、支出の内容でございます。

支出の内容でございますけれども、委員会と委員会に医療部会、事業部会の2つの部会を設置いたしております。委員会と部会それぞれ7回の開催を予定しております。その委員報償費が892万5,000円、委員と職員も含みますけれども旅費が953万6,000円、そして食糧費31万5,000円、委員会の会場借上料45万6,000円となっております。

5ページに14年度末の予定貸借対照表を載せております。

補正予算につきましては、以上でございます。

次に、お手元の予算外議案及び説明書、こちらの方を御用意いただきたいと思ひます。
まず、1 ページでござひます。

議第2号高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正する条例議案でござひます。
先ほど、管理者から申し上げましたが、今後PFI事業化に伴ひます事務を初めとして諸事業が進捗することにより事務量が増加してまいります。このため、事務局の体制を強化する必要が生じてまいりますことから、職員の定数を15人から30人に改めようとするものでござひます。

この内容といたしましては、別刷りのペーパー、挟んでありますけれども、組合の体制整備についてというところをごらんいただきたいと思ひます。

大きくは3つござひまして、まず第1点でござひますけれども、PFI事業化のための諸業務への対応ということで3ないし4名、また病院統合情報システムへの対応ということで2ないし3名、また3点目といたしまして、両病院からの円滑な移行に向けてということで7ないし8名ということで、合計15名を増員しようとするものでござひます。

なお、施行日は平成13年11月1日といたしておりますけれども、前段申し上げました理由によりまして、いわば枠取りをやっていただきたいと考えて御提案をするものですので、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、議第3号平成12年度高知県・高知市病院組合一般会計歳入歳出決算の認定議案でござひます。

平成12年度決算について歳入歳出決算書に基づきまして御説明をさせていただきます。

当組合におきましては、平成13年4月1日に病院の開設許可を受けました関係で、同日から地方公営企業法が適用となり、会計は病院事業会計となりました。このため、平成12年度の一般会計は3月31日で閉鎖されまして、一般会計では出納整理期間に受け入れ、支払いを行う分につきましては、平成13年度の当初予算で御説明申し上げましたとおり、未収金、未払金として平成13年度の病院事業会計へ引き継いでおり、そのため平成12年度決算には計上されておひません。

まず、そのことをお断り申し上げながら、それではお手元の決算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

1ページ、歳入でござひます。分担金及び負担金2億793万8,000円、繰越金1円、諸収入2万5,253円、組合債1億1,900万円の合計3億2,696万3,254円となっております。

また、予算額と調定額に差額がござひますけれども、これは実施設計策定委託料2億7,783万円を翌年度に繰り越したことが大きな要因でござひます。

なお、調定額と収入済額との差額、収入未済額4,725万7,846円につきましては、5月に収入済となっております。

そして、2ページが歳出となっております。

議会費194万4,436円、総務費3,268万5,832円、事業費2億4,307万9,985円、公債費10万984

円、予備費は執行なしでございまして、合計 2 億 7,781 万 1,237 円が支出済となっております。

なお、事業費の繰越額 2 億 7,783 万円は実施設計の策定委託料でございまして、新病院基本計画の見直しにより基本設計の契約期間を延長したことに伴いまして、実施設計の策定の着手がおくれましたため、平成 12 年 10 月議会におきまして繰越明許費の議決をいただき、繰り越したものでございます。

また、歳入と歳出の差し引き残額 4,915 万 2,017 円でございますけれども、及び未収金、未払い金は前段で申し上げましたとおり、4 月 1 日に地方公営企業法が適用になったことにより、平成 13 年度病院事業会計へ引き継いでおります。

なお、未収金は県、市からの負担金でございまして、1 ページの収入未済額の欄にありますとおり 4,725 万 7,846 円、未払金は様式上 2 ページに金額は出てまいりませんが、県、市からの派遣職員人件費相当分や P F I 関係の委託料等 9,557 万 9,862 円でございます。

次に、3 ページが歳入の事項別明細書でございます。

第 1 款分担金及び負担金は、病院整備費負担金と運営費負担金を合わせまして 2 億 793 万 8,000 円で、これは全額組合規約に基づく県、市からの負担金でございます。

第 2 款繰越金 1 円は、前年度からの繰越金でございます。

第 3 款諸収入は、預金利子収入 1 万 8,399 円及び雑入で臨時職員の労働保険料 6,854 円で、合計 2 万 5,253 円でございます。

第 4 款組合債は、地方債の前借り分 1 億 1,900 万円でございます。以上歳入は合計で 3 億 2,696 万 3,254 円となっております。

次に、4 ページ、5 ページが歳出の事項別明細書でございます。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第 1 款議会費の 1 目議会費でございます。報酬 108 万 7,000 円は、組合議会議員 16 名の報酬でございます。また、旅費 67 万 4,000 円は、議会開催に伴います議員の費用弁償旅費で、議会費合計 176 万 1,000 円となっております。

2 目議会総務費でございますが、需用費 7,036 円は議会会議録の印刷製本費でございます。委託料 17 万 6,400 円は、議会の議事反訳委託料でございます。使用料及び賃借料は執行がございません。こうしたことで、議会総務費は合計で 18 万 3,436 円となっております。

次に、第 2 款総務費の 1 目一般管理費でございます。給料及び職員手当等は、理事に係る分でございます。共済費 229 万 815 円は、理事及び臨時職員の共済費でございます。賃金 171 万 800 円は、臨時職員の賃金でございます。交際費 25 万 2,550 円は、各種学会への参加費や年賀状の印刷費等でございます。需用費 259 万 5,703 円は事務消耗品費、議案印刷製本費、書籍購入費、新聞代等々でございます。役務費 81 万 755 円は、電話代等の通信運搬費となっております。使用料及び賃借料 118 万 1,287 円は、パソコンの賃借料、会場借上料でございます。備品購入費 50 万 6,890 円は、書架、机、いす等の購入費でございます。負担金補

助及び交付金332万2,196円は、病院組合事務局が県の庁舎に入っておりますため、県に支払う庁舎使用料負担金等でございます。

なお、予算現額と支出済額、不用額に差がございますけれども、これは前段で申しあげました派遣職員の人件費相当額5,524万3,065円が未払金として13年度に引き継がれている関係でございます。

以上、一般管理費は合計で3,257万3,833円となっております。

続きまして、2目の監査委員費でございます。報酬11万1,999円は、組合監査委員2名の報酬でございます。旅費及び需用費は執行がありませんでした。

次に、5ページをお願いいたします。

3款事業費、1目病院整備費でございます。報償費19万4,000円は、新病院の名称募集に係る受賞者や看護業務に関する講師に対する報償費等でございます。旅費433万7,915円は、職員及び講師等の旅費でございます。需用費40万4,250円は、パンフレットの印刷費でございます。委託料2億3,810万4,300円は、基本設計作成委託料、実施設計策定委託料の前払い金、地質水源調査委託料等でございます。使用料及び賃借料2万3,520円は、会場借上料等でございます。負担金補助及び交付金1万6,000円は、学会参加費で、事業費は合計で2億4,307万9,985円でございます。

次に、第4款公債費は、一時借入金の利子10万984円となっております。

5款予備費は、執行がありません。

以上、歳出は合計で2億7,781万1,237円でございます。

次に、6ページが実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億2,696万3,254円、歳出総額2億7,781万1,237円の差額は、4,915万2,017円で、繰越財源が83万円でございますため、実質収支は4,832万2,017円となっております。これも先ほど申しあげましたとおり、地方公営企業法の適用により13年度の病院事業会計へ引き継いでおりまして、未払い金の財源となっております。

そして、7ページが財産に関する調書でございますけれども、当組合は保有財産はございません。

8ページは、主要施策の成果でございます。

12年度は、病院本体の基本設計を策定し、引き続き実施設計に着手するとともに、PFI手法の導入の検討を進めてきたところでございます。

以上でございます。



質 疑

○議長（西森潮三君） ただいまの事務局長の説明に対し、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○15番（牧 義信君） 第3号議案の3款事業費の委託料ですか、2億3,800万円余りの中の、さっき設計、それから地質水質関係とかありましたけど、これ全体額が大きいんで、もう少し細かく内訳を言っていただけますか。

○事務局長（山下 司君） まず、基本設計委託料でございますけれども、1億437万円でございます。それから、実施設計委託料に関する分ですが、1億1,907万円でございます。そして、地質水源調査委託料1,404万6,900円となっております。あと若干会議録の委託料等々が入っておりますが、重立ったものは以上でございます。

○15番（牧 義信君） 第1号議案についてなんですけども、これ議論としては後の議員協議会で聞いた方がええという気はするんですけど。ちょっと説明がないんでまず伺っておきますけど、プロポーザルの審査委員会の役割というのはこれはもう決定的な意味を持つてるといふふうに思いますので、なかなかそうそうたるメンバーだと僕は思うんですけど、まず基本的に人選の考え方というか、そこのところをどういうふうに置いたのかをちょっと伺いたい。

○事務局長（山下 司君） 議員協議会の方でその部分も触れながら御説明しようと思っておったんですけども、15名の委員さんでこのメンバー構成されておるわけでございますけれども、その15名の人選の考え方につきましては、1つは病院運営・経営、ここの専門性というところが1点でございます。

それから、2つ目といたしましては、法律等そちらの部分の専門性。また、会計的な面、そういう点の専門性、そして地元、ここの経済界、こういうところの代表者という観点、それから県、市の財政部門を預かるところの代表者と、そういう考え方に基づいてメンバーを選定いたしましたものでございます。

○15番（牧 義信君） PFIに関して言えば、法律会計、それから病院の運営その他が入ってるのが当然のことで、そこらのメンバーが主に県外の方々になるのはある程度わからんわけではないですけども、地元といった場合、地元の経済界のメンバーがいかにという話ではないんですけど、実際に1次募集から2次募集にかけての審査を行っていったときに、現状の市民病院なり、中央病院なりとのかかわりですよね、今現にやってる部分、そこらをどういうふうにやっていくか、扱っていくかというのは非常に大事なポイントになると僕は思うんですけど、そこからの参加者はないようです。これはどういうお考えなんでしょうか。

○事務局長（山下 司君） 先ほど、基本的な構成メンバーの考え方だけ申し上げましたけれども、このメンバーの中に、個人名を出して恐縮なんですけれども、当病院組合の瀬戸山理事も入っておるわけでございます。そして、一方で病院組合が主体的にこの事業を構築していこうと考えておるわけございまして、そういう意味合いで今おっしゃられる観点も十分反映されると、こう考えまして直接両病院からはメンバーには入っていないとい

う関係だというふうに我々は考えております。

○15番（牧 義信君） 瀬戸山さん入るのは当然だろうというふうに僕は思うんですけど、実際の審査の中で、全国的な一般的医療に関する部分、また一般的にPFIに関する部分、PFIは高知県は経験ないですから、そういう意味で言うと、よその県からと、こうなってくるんですが、具体的に医療の状況をどうするかっていったときに、確かに瀬戸山さん自身が持つてくる経験なり中身というのは、これはこれとして極めて重要な要素、当然入って当たり前だと、それは思います。ただ実際に現場の意見っていうものが、これは今後の全体にもかかわってくるんだけども、現場の意見が実際に反映される場所としてこの審査委員会というのがどうなんだろうという疑問がやっぱりつきまとうんです。だから、あえて入れなかったのか、つまり入れてないっていうことはあえて入れてないということだと思っただけ、そこはちょっとそれでいいのかなというように思うんですが。その考え方はどうなんですか。

○事務局長（山下 司君） 当病院組合におきまして推進協議会また推進会議というのを設置いたしております。推進協議会の方では両病院の副院長、また推進会議の方はさらにそれを推進協議会で協議された事項を決定する場として両院長、そういうメンバーを中心にしながら、当然ながら瀬戸山理事も入りながらずっと課題について定例的に協議をし、方向づけをしてまいっております。そうした積み重ね、またその下にはそれぞれのワーキンググループ等々があるわけですけども、そういうところの意見の集約という形で、このプロポーザルの審査委員会でも現場の意見として反映されるものというふうに考えております。

○15番（牧 義信君） それはそういうふうにしなきゃならんだろうというふうには思っただけ、PFIの全体の流れから見たときに、ある意味ではこの審査会っていうのは非常に決定的な役割を果たすというふうに僕は思うんです。つまり、どのような提案がなされ、どのような話の中身になっていくか、つまりそのところで具体的な病院の構造とまではいかないけど、機能だとかという部分が決まってくると思う。その部分にやっぱり現に今までかかわってきた人達がいなくていいのかなという気がどうしてもします。どうもその考え方が違うみたいだけ。

もう一点、15人の報償費、それから旅費、交通費で等々入れて2,000万円近く、メンバーから見たときに、それが来てもらう距離とかかかられば、その計算が間違うちゅうとは思わないけども、これを多いと見るか少ないと見るかという点では僕は多いと思います。

ほんであえて聞きますけど、委員会の審査の分だけで大体2,000万円、それ以前のアドバイザーだとかの分でたしか5,300万円でしたか。前までの議論の中でももう一つよくわからなかった点があって、いわゆるPFIの事務経費の高さの部分、つまり初動の部分でなかなかやっぱり負担がたくさん要るっていうのはもうこれは共通して言われてることなんですけど、そもそも今回、一般的な初動でというだけやなしに、高知でという点から

見て、将来予測も含めて総額としてPFIでやることについてどれぐらい要るのかというのが余りよくわからないんです。ある資料では5億円程度だという話も聞いたことあるんだけど。今回の2,000万円というのもPFIでやることによって出てきた経費だというふうに思うんですが、全体の見通しなりというのは大体どの程度と押さえているんです。

○事務局長（山下 司君） 現時点で考えておりますスケジュールで、来年の5月に優先交渉権者決定というところまでいければなど、予定でございますけれども、思っておるわけでございます。そうした中で、当審査委員会につきましては、来年の4月までの開催というふうに想定をいたしておりまして、その内3月末までの分を今回補正予算でお諮りをいたしておるわけでございます。あと若干の事務経費等は伴いますし、4月分は新年度ということで若干経費を要しますけれども、あと多額ということにはならないというふうに考えております。

○15番（牧 義信君） この1,900万円何がしが若干ふえる可能性があるということでしょうけど、僕が今聞いたのは、これだけの話やなしに、その他の分で——これどういうくり方がいいかというのは非常に難しいと思うんですが、例えばPFIでやっていくがためにそれ用の職員を3人つけるとかというのも見りゃあ見れると思うんだけど、PFIでやっていくがために出てきた経費の、もしくは今後の総額というのをどの程度に見ちゅうかという思いで聞いちゃうわけです。その辺の数字がはっきり出てきたような気がしないんですが、これはどう見積もってますか。

また、その見積もりの考え方、どういう考え方で見積もったらこうだというのはどの程度に考えてますか。

○事務局長（山下 司君） PFIの経費の質問でございますけれども、直接と間接と両方経費についてあろうかと思っております。そういう意味で、今例に出されました人件費等々につきましては、どちらかといえば直接と間接の両方に入る経費じゃないかというふうにとらえております。ただ、PFIでどうかと聞かれますと、PFIは手法の導入でございますして、いわば新しい高知医療センターの開設に向けてある意味で事務の前取りというような形で進んでおるといふふうに認識をいたしておりまして、そういう意味では数年間にわたって平準化されれば、先ほど言った経費が長期的に特にふえる経費、要する経費というふうには考えておりません。

○15番（牧 義信君） 事務の前取りっていうのは、皆さんの考え方でしょうけど、僕が聞いちゃうのは総額で見たときにどの程度になるか、これは出発をするに当たっては全体を考える上で非常に大事な金額なんです。さっきも言ったように、今まで正式にその金額を一つも私耳にしてないんであえて聞いてるんだけど。前取りだから平準化したらそんなになります云々そんなこと聞いてないんで、ちょっとははっきり答えてもらいたい。

○副管理者（吉岡諄一君） 今のお話は2つに分かれると思うんですが、準備過程における必要な人件費等を含む経費、これは先ほど言いましたように、5,000万円だとか、今回

の1,900万円だとかいったような形で余計な経費が要るのではないかと、このお話が1つあるということ。それから、平準化という話が出ましたけれども、30年トータルにしたときに、従来方式でやるときの経費と、PFI手法を導入したときの経費がどうなのかという、この2つに分かれると思うんですが、先ほど事務局長からお話しをいたしましたように、PFIというのは個別単品で単年度主義で契約してやっていくというやり方を廃して、一括して長期にわたってやりましょうという考え方ですから、当然管理的経費が節減ができる。管理的経費というのはどちらかといいましたら、病院の委託事業の場合は人件費に当たるわけですから、こういうことを中心として民間の持っているノウハウが加味された形でそこが節減できる。試算こそしておりませんが、これがある意味でVFMとなっております。もともとそのことの節減効果があるというふうに判断をしてこの導入の検討が開始されたというふうに理解をお願いしたい。

○15番（牧 義信君） そういう説明を聞いたのではないわけ。考え方の違いというか、PFIと従来方式では考え方が全く違うんだから。

例えば準備過程でアドバイザーの関係が五千何百万円、今回1,900万円、その費用をどう見るかは別にして、PFIでやるということになったときに、PFI手法にかかわる事務的経費、つまりそれがふえたか減ったとか、多いか少ないかの議論やなしに、これは何ぼでよっていうのを聞いている。そここのところをはっきり答えてもらいたい。

○副管理者（吉岡諄一君） PFIの導入していくステップというものがあまして、PFI手法導入の決定というのは契約が完了したときに決定をするということなんです。SPCとどんな契約をしていくのかということにかかわる問題ですので、先ほども言ったように、そのことについてはどうこうというような試算はしておりません。

○15番（牧 義信君） 確かにたてりからいえば、契約の段階で初めて法的にこれはスタートということになるんでしょう。確かに例えばアドバイザーだとかの関係で言えば、PFIの可能性の問題について検討するという過程できまして、僕もあえてそのことに反対してきませんでしたが、僕が今回あえてこういうことを聞きゆうのは、一定の議論の過程の中で、今回初めて補正という格好ではあるけども、審査会の金額として出てるわけで、簡単に言えば我々自身も議員としてここに賛成か反対かという態度をとらなければならない。どうしてもそここのところの金額を言わないから、ちょっと別の点を聞きますけど、審査会のメンバーとPFIのあり方の問題の中で、気がかりなことのひとつというのが、民間の企業との関係の金に絡む問題ですから、業者とか会社、業界関係と、これは公務員としての皆さんもそうなんだけど、変な形の癒着とか疑問が持たれるようなことでは絶対これはもう信頼性そのものを欠くことになると思います。当然公務員には公務員としての規範なり倫理があって、それは守られべきだろうけども、今までの枠を飛び越えてというか、例えば具体的な話し合いの過程の中での問題にしても、非常に微妙なところの中でいわゆる利権とかのかかわりも出てくると思うんですよ。特に、審査会のメンバーっていうの

は、特に P F I 関係とか病院の運営関係といったら全国的に数多くおるわけではない。また、現にそれまでの過程の中で、いろんな企業とのかかわりもあってきた人たちでもあるというふうに思うんです。そうなったときに、審査委員会の審議そのものの公正がどういうふうに保たれていくかという点も非常に大事なことだと思うんだけど、その公正な審査を保っていくための手だてということはどんなふうに考えておいでになるんですか。

○副管理者（吉岡諄一君） 先ほど、事務局長がお答えしましたことがベースになるわけなんですけど、確かに牧議員おっしゃるように、この分野は非常に少ない、特に病院 P F I ということですから。そういう中でオールジャパンの第一人者を選ばせていただいた、一定の公職なり実績なりがある方を選ばせていただいた。審査委員会を開いたときに、事務局のメンバーを全く除外をして会議が開かれるわけではないわけで、当然のこと事務局にお尋ねもあるわけですし、意見の開陳もあるわけですので、そういう意味でいけば、先ほどの御質問がありました両病院の関係というのは、この事務局機能の中から——今までも蓄積をしていって、いろいろな形の計画なりプランニングをしてきておりますので反映ができるということと、我々を抜きにした密室の議論ではないわけですから、そういうことに対する御指摘にあるような機能というものがそうした中で機能していくのではないだろうか、後ほど説明をしますけれども、2回の審査の中でもそうしたことをベースにして、審査委員の皆さん方が議論をされて一定の方向性を出してくださるというふうに理解しております。

○15番（牧 義信君） 僕の聞き方が悪いのか知らんけど、もう一つかみ合うてない。数字も出てこれからそれもいいとしての話で今聞いてんだけど、具体的に例えば審査の委員さんと企業との接触の問題とかいうのを例えばどういうふうに考えて、それをまたチェックできるのかどうか。つまり委員さんが、あくまでその委員さんの主体的判断に基づいて言うということを感じたいけど、P F I のある意味でのよさと問題点の諸刃のところの部分にかかわるけど、やはり企業の持つ技術なりとかノウハウという部分が非常に大きな要素を持ってくるわけで、そういうこととの関係で言うと、委員と企業との接触の問題とかもきちんとしておかないと、事実はどうかは別にしてもそこが疑われるようなことがあったとしたら、事業そのものものに対する信頼を損なうことになってくると思うんで、そのそこはどうなんだというふうに聞いているんですけど。

○副管理者（吉岡諄一君） この P F I の審査は、先ほど申し上げましたように我が国初のオペレート、病院 P F I ですから、なかなか専門性が要求されるということで先ほどの人選になっております。

プロポーザルということでしたら、現に病院組合では設計のプロポーザルもやっております、設計ですから設計の専門家を集めて、審査をしてきたという経緯があります。

疑えば切りがないわけですがけれども、人選において我が国の第一人者でそういうことを指摘をされるようなことのない方をまず選んだと。それからもう一つは、設計のときもそ

うでしたけれども、今度の募集要項の中に、全委員さんの名前が付されてこれが公表されるわけです。そして、委員に対して企業なりが接触をするとその企業はそのまま失格になるということは、このPFIの審査だけにとどまらず、すべてプロポーザル方式でやったときのセオリーであり、これを踏んでやっていくということですから、それでひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

○事務局長（山下 司君） 今の若干補足です。後ほど議員協議会の際に説明しようと思っていた分なんですけれども、1次募集の要項の中に応募、審査等の手順という項目を設けてございます。この中で審査委員さん15名のお名前、お仕事、肩書きをつけて、さらに審査の公正を期するため本プロポーザルに関する内容で直接、間接を問わず審査委員に連絡を求めてはならないという規定を明示をいたしております。そういうことであり、審査委員さんもその点を十分踏まえておりますので、両面で今おっしゃられることに対応できるというふうに考えております。

なお、本事業でアドバイザーにかかっている方もおるわけですが、そのアドバイザー一名も載せまして、ここから本提案に関する援助を受けてはならないというところもさらにうたっておるところでございます。

○議長（西森潮三君） 今説明があったように、要するにそれなりの権威者、いろいろ責任を持っていただける権威者を選考するということでしょうか、懸念というのはいろいろあるかもしれんけれども、それはそれこそやってみにゃわからんという点もあるから……

（「議案についてのみやってください」と言う者あり）

○15番（牧 義信君） 議長、今、議案についてはここで採決するのでしょうか。

○議長（西森潮三君） もちろん。

○15番（牧 義信君） 一括でやりますか。

○議長（西森潮三君） 一括。

（「1、2、3でしょ」と言う者あり）

○議長（西森潮三君） いや、1、2、3。

○15番（牧 義信君） 別個ですね。

○議長（西森潮三君） はい。

○15番（牧 義信君） じゃ、ここで採決をするという我々自身の態度の問題があるんであえて聞いているんです。

ただ、出てきちゅう中身そのものは審査会です。当然後の議員協議会の第1次募集の中で説明があるということ、ある意味で前提にした上で僕も最初に断って聞いてますが、そういうことだったらそういうことでええです。いずれにしてももう態度決めなあかんですね。

○4番（川添義明君） 第2号議案の条例改正の部分ですが、附則では条例は13年11月1

日からの施行と、こういうふうになってます。説明ではこれは総枠で、15名を30名としての変更をお願いをしたいということなんですが、県にしても市にしても職員の派遣ということになれば、帰属する職場があるわけで、そのところができるかどうかということも配慮しなきゃいけないんで、ほぼどの時期に何人ぐらいの者をしていくのかどうかということの説明ができればしてもらいたいということと、定期人事異動というのは4月1日なんですよね。そして、12月から3月までは予算編成あるいは決算というように通常の職場でも相当忙しい職場実態があるというときに、15人も県、市から引き抜いてくるというのは相当県と市の方の抵抗もあるかもわかりません。ですから、そういうところはうまく配慮して、きちっとした説明をして人事の派遣を求めていくということにしないと、単に条例上は決めました、そして人事異動、とはいかないわけで、それに精通した人物をこちらへ派遣してもらおうという具体的な要請が要ると思います。その辺のことも計画的に考えていけば明らかにしていただきたい。

○事務局長（山下 司君） 基本的には、川添議員さんが、おっしゃいましたとおりでございます。4月1日が中心になろうかと考えております。ただ、そのときに来年は国体本番の年でもございますし、県、市、それぞれ構成団体の事情がございますので、トータルとして事前に話をしていくとともに、個別のことにつきましても十分そのあたりを話しながら決めていきたいと、御協力を得ていきたいというふうに考えております。そんな中で体制としては4月1日と考えておりますけれども、若干名、本年度中に増員の要が出てくるかもしれないということで、今回11月1日施行とさせていただいたわけでございます。その具体化に当たりましては、議会、議員の皆様にも御報告申し上げながらその実現を図ってまいりたいというふうに考えております。

○4番（川添義明君） 大枠の理解はできるわけです。例えば、この施行期日をきょう決めますと11月1日からそれはもう可能になります。派遣要請も含めて十分異動は可能になるわけですが、単なる人事とこれは違うわけですから、12月1日から仮に2人の人が欲しいとした時に、その2人についてどういう経験を持った職員が欲しいとかというのは組合の方から言うていかないと。そういう点では余裕を持って県や市の方に当たっていかないと、県、市が「そんなこと言うても今うちはそのような職員は出せない」と言ったら、組合としてはこれはもう大きな痛手になっていくわけですし、事業の推進の影響が出てきますから、そのところをかなりきちっと整えていかなきゃいけない。この議会に対しても、いつからどういう人をこういう経験のある人を養成をしたいとかという手順は踏んでいくということですね。そういう理解でいいですか。

○7番（楠本正躬君） 議第2号に関連をして、川添議員に関連してなんですが、この15名の増員というのは県、市職員の従来どおりの派遣のみでプロパー職員の雇用は考えていないのかどうなのか、考えてるとしたらどのくらいを考えてるのか、それをまず聞きたい。

○事務局長（山下 司君） 組合の体制整備というペーパーございますけれども、基本的に

は1、2につきましては、県、市の職員ということを中心に考えております。ただ、3の移行問題につきましては、両方を考えておりました、その内訳的なものにつきましては、まだ現在詰めているものではございません。そういう意味で、前段の説明といたしまして、いわば大枠的なものという答弁で説明をさせていただいたところでございます。

○7番（楠本正躬君） そうなると、基本的に円滑な両病院の移行ということでプロパー職員を配置していくということになりますね。そうすると、統合した後、新病院に移行するときに幾つか問題が出てくるわけです。つまり、現在の両病院でもスタッフが余ってます、全部吸収できませんという側面もございます。これをプロパーで雇うとそれは現場へ影響していかざるを得ないわけです。その辺の調整ができておるのかどうか、そこをまず聞かせていただきたい。

○副管理者（吉岡諄一君） 今、PFIの関連と情報と移行計画にかかわる部分で、特に移行計画の部分について現員との関係で御指摘になりましたけれども、現在病院組合において2月にお示しをした人員体制について機能をもう一遍洗い直して、現在詰めの作業を行っております。そこで現員とのかかわりでいうところの余剰人員が生じるのか、あるいは逆に職種によったら足りないといったようなことが生じてこようと思います。現病院からの移行という形で病院スタッフとして配置をするケースと、よそといいますか、両構成団体とは違う形で確保するケースがありますが、それはその配置の動向をにらみながら、効率的に移行をにらんで対応していかなきゃならんというふうに考えるわけです。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、これをどういう形で配置をしていくかということにつきましては、当然当事者であります県、市との協議が必要ですし、先ほど申し上げましたように、病院組合議会へも適宜報告をし、御了解いただきながら対応をしていくということで、問題の生じないような形でこれを整備していきたいというふうに考えてますので、よろしくをお願いします。

○7番（楠本正躬君） 結局問題が発生しないように、現在15名の定数増を急いであえてプロパー職員を配置しなきゃいかん理由は僕はないと思うんです。実務をどうしていくかという話、一定の専門性を習得すればできる業務ですから、あえて派遣がだめだと、プロパーじゃないといかんという選択肢はそんなにないと思うんです。要は、統合された後の人員の配置の問題を含めて理解と協力を得てもらって派遣をしてもらうことを原則にしていけないと。相当専門性を要する職員が必要だということが前提なら別やけど、今の説明ではそんな必要ないと、この範囲について言えば。そうすると、プロパー職員の配置を今から考えるっていう話はちょっと無理があるんじゃないか。むしろこれは派遣職員を15名なら15名の範疇でお願いするというのが原則でいいんじゃないですか。そこはどうなんですか。

○理事（瀬戸山元一君） はっきり言いまして、今プロパー職員に頼らざるを得ないという現状があります。しかも、両病院にはやはり専門職を発揮していない立場、例えば職種

で申しますと臨床工学技士、これについては透析のみだけやってらっしゃいまして、人工蘇生器と生命維持装置に関するものについては、ほとんど関与してません。とすれば、新病院、高知医療センターが高度医療を担うためには、派遣をお願いするということが不可能ですので、プロパー職員としてとらざるを得ない。今、副管理者も言いましたように、余剰人員が出るような分野があるとすれば、そこにはやはりそういうことがたとえあろうとも、やはり控えなくちゃならんだろう。しかし、職種によっては積極的にプロパー職員をとっていかないと新病院には間に合わない、こういう考え方もいたしてます。一つの例でございます。

○7番（楠本正躬君） これは後ほどの議員協議会での話でもありますけど、結局病院組合が運営主体をどうしていくかという話を含めて、今後移行までの間に取り組んでいかなきゃいかん課題が本来あります。今瀬戸山先生言われた内容についてはその中で調整ができる人的配置だと思えるんですよ。つまり、両病院が人事異動も含めて、一部事務組合の皆さん方が運営を任せていただくという話になっていくと、相当人事上の柔軟性が出てくる。そのことで十分可能な、それほどスタッフが多く要するような内容じゃない。これ七、八名と書いてあり、そのうちの半分ぐらいを両方からとるという考え方はちょっと行き過ぎじゃないかと。やっぱり基本はそうじゃなくて、一つは運営主体を一部事務組合にいつ移行していくかという問題がある。しかし、今急いでやらなきゃいかん実務的な処理の問題がある。この実務的な処理が今回の僕は増員の基本だと思います。要するに3に書かれてる教育の問題というのは、逆に言うたら統合しなくても統合までの間に準備していかなきゃいかん一部事務組合の直営型の運営という話の中から整理されていく、そういうように解釈してはいますけども、そこは違うんですか。

○理事（瀬戸山元一君） 考え方はそのとおりですが、現実には全く違うもんです。教育も今できておりません。また、教育者も現場にはおりません。そういうことをどうするのかという問題で、もう外から採用するということが条件になるという分野もあるということでございます。移管は一日も早くということを考えておりますけども、移管があったとしてもなかったとしても私はそういう職員の配置は必要であると現時点で判断をしております。

○7番（楠本正躬君） それなら、瀬戸山理事にお伺いしますけども、要するに現在の病院の運営の中で、ここで書かれている教育研修ができるようなシステムができてないと。だから、外からよそをお願いするということで、プロパー職員を雇うと。そういう専門スタッフがどのようなセクションでどのぐらいいるんですか。具体的に言ってください。

○理事（瀬戸山元一君） はっきり言いましたら、全分野、私はいるだろうと思ってます。しかし、それは無理だろうということから、できるだけ現在頑張っていたいただいている職員について協力をしていただくとか、教育の講習もしながら対話を重ねながら移行しているのが状況であります。

○7番（楠本正躬君） それだったら基本的に協力してもらえ、派遣してもらえ、若しくはそういう余裕を持って運営ができる、という話の前提で派遣を第一義的に優先すべきであって、プロパーを雇用するということは、統一後の新しい大きな課題になっていくという側面があると思いますので、その辺は十分頭に置いて運用をぜひ考えていただきたい。要望です。

○議長（西森潮三君） 両病院にその能力のある人がおれば、それを活用したらいい、こういうことやろうと思う。

○10番（下本文雄君） 第1号議案の審査会の設置の補正予算の件ですが、これはこれまでの検討会からは一步踏み出して、実際にPFIの実施に向けて一步踏み込むということになるかというふうに思うんです。先ほど牧議員からも質問がありましたけど、実際の補正予算、事務費含めてどれぐらいになるかということは定かでないということですが、いずれにしても本当にPFIでいいかということが、詰まり切ってそういう結論を出すということであればいいかもしれないけれども、今の段階でまだPFIを本当に導入してこれから30年向こうの問題まではっきり見通せるかと。実際に、PFIでなければいいのか、従来の方法でもええやないか、あるいは従来の改善でもええやないかという声もやっぱりあるわけで、そういう点から考えて、今の段階で一步踏み込むということについて、貴重な税金を使うわけですから、そこのあたりをどう考えておられるのか聞きたいです。

実際に踏み込むことだから、考え方は聞かしてもらわんと困ります。

○議長（西森潮三君） 前へ行くということは、この間もお話して、皆さんがその方向ということを出したとおりでから、前へいくことの話について懸念があるんならお聞きせないかんけど、いくことがどうこうという話ではない。

それを踏まえて。

○副管理者（吉岡諄一君） 今、議長の方で整理をしていただきましたけども、前回一つのステップとして特定事業の選定ということをお了解いただいて、当然そのステップで公表いたしましたので、次のステップとしては、その募集要項を出して募集をしていくということになります。先ほど下本議員はその辺についていろいろな御意見があると。

PFI事業について県民、市民も十分にわかってないんじゃないかということだから説明責任として県民、市民に対する説明をきちっとして、理解を得た上でやっていくべきではないかということがあったわけです。この事業は非常に難しい事業だからこそ、病院組合としても一体となってやっていかなければならんという決意を新たにしておるところです。前回に御決定をいただき次は当然募集要項の公表になりますが、そういう難しさのある部分ですから、募集要項を定めていく上で有識者に選定についての審査もしていただくし、あるいは我々が恣意的に審査基準を定めるんでなしに、一定の審査基準を定めていただくということもする。さらに、SPCという特定目的会社を、優先交渉権者を決めると

いうことについてはさらにまだ難しい作業がありますので、そういうステップを歩いていく上で審査委員会を設立するという事は当然前回お認めいただいたんではないかというふうに思っています。ただ、前回はこの経費について、2,000万円何々の経費がかかるということにつきましては、御報告申し上げておりませんので、今回その経費についてお示しをして御決定いただくということですので、ぜひその辺については御理解いただきたいと思えます。

○10番（下本文雄君） 一歩進めるという方向で前回結論が出たということですが、県民の問題は先ほど言われましたけど、合意は本当にできてないんですよ。コアの部分の公的部分以外はすべて民間ということになれば、これは本当に公的な病院と言えるのかということにもなりますし、いわゆる情報公開の範囲にしても、これまでとは全然違う状況がやっぱり生まれるわけで、やっぱりそこらあたりの問題は医療の質を決めるというあたりでも何ら、本当に納得のいく形での到達点ではないんじゃないかというふうに思う。私は審査会設置はもっと先でもいいんじゃないか、もっと合意を県民との関係でつくっていったらええんじゃないか、我々ももっと勉強しようね、という思いが非常に強いわけで、そういう点で今の段階でつくるのではなくて、十分な合意をした上でという点を強調したいと思う。

○議長（西森潮三君） 意見として伺っておきます。

○6番（吉良富彦君） 例えばイギリスの例なんかは地域とのリレーションをすごく重視して、年間に20回という会合を開いてるんです。だから、そういうことを含めてもう少し論議が必要じゃないかというのは同感です。地域との関係もそうですけれども、このPFIを進めていく上では、何せ初めてのことで、アドバイザー関係の比重っていうのが物すごく大きいと思うんです。イギリスの例なんかからいうと、法的なところも含めてほしい総事業費にかかわる2%から3%が相当な出費というふうにお聞きしてますけれども、さっきは金額はおっしゃいませんでしたけれども、大体そういうふうには押さえていいのかなのか、ということなんですけど、まずちょっと教えていただけますか。

○事務局長（山下 司君） 現在のところアバウトですけどもアドバイザー料は年間約5,000万円でございます。そういう意味で、前回コスト試算でお示し申し上げましたけれども、パーセンテージは非常に低いというふうに考えてます。その理由といたしましては、先ほどのイギリスの例で言いますと、非常に長期間アドバイザーを雇用してといたしますか、委託関係を結んでということですが、我々の場合は昨年、本年が中心になろうと考えてまして、そういう意味で比重というのはそんなにいかないというふうにとらえております。

○6番（吉良富彦君） かえって私すごく不安になるんですけど、本当にそんなことでできるのかと。イギリスの場合は、サービス仕様の水準についても、あるいはお金の出し入れのことについても、あるいは建築中のすべての監視についても、そういう専門的なやつ

ばし監視員なりをアドバイザーとして雇って、徹底的なプレッシャー与えながらこれでもかという形でやってるんですよ。しかも、できた後はその人たちが引き続き、ファシリティーマネージメントということで、ファシリティーの方にかかわって、引き続き5年ごとに徹底的な監査も行っていくってことで、やっとなら病院の成果が上がっているってことなんです。そういう意味では、さっきも言いましたけれども、特に患者さんとのかかわりだとか、現病院とのかかわりだとか、地域とのかかわりだとかも含めて、やっぱり日本の土壤に合ったアドバイザーっていうのは必要じゃないかと思うんですよ。そういう意味では、今度の、話がまさにこっちへきますけども、このプロポーザルの審査委員会というのは果たしてそういうものにたえ得るメンバーなのかどうなのかっていうのは問題なんです。現場でやっている方々がイギリスも入って初めて何回もそのサービス仕様をやり直してやっとならもなくなったっていう報告があるわけでしょう。サービスの質をどこまで見て、そして優先交渉権を与えられるのかっていうことについては、このプロポーザル審査委員会はもう決定的な役割を占めてるんですよ。何で現場がないのか、現時点での、両病院を一番知ってる、高知県の患者さんの様子、そしてそのドライランのことも含めて、現時点の職員の意識構造と動線も含めて、医療のあり方と関連性も含めて。サービスがどうあるべきなのかと、新しい病院はこうだというようなことも含めて、実際問題としてこのプロポーザルの中できちきち詰めていかないと、ああしまったと、こんなはずではなかったと、もう一回サービス水準見直さなあいかんということはどんどん出てくると思いますよ。それについて非常に私は安易な人選じゃないかなあと不安を覚えるんですけども、いかがですか。

○副管理者（吉岡諄一君） 1つは、私もそれほどイギリスの例を勉強しちゅうわけではありませんが、今回の病院PFIは設計からやってない、基本設計は既に完了して実施設計も上がって、この設計図書をもとにしてVEを入れてやりましょうということですから、そういう意味で言うたら、イギリスの場合は設計から、施工、オペレートまでですから、その場合には、必ずもとの病院のスタッフ経験者が加わるということが鉄則だろうと私も思います。今回は、この基本設計、実施設計を組んでいく際に、ワーキンググループで事細かくワーキング区分を設定した上で積み上げてきたというのが今日までです。だから、今回PFIでやっていこうという作業の前段に、先ほどイギリスで御紹介のあったようなことはそういう形でやってきたというふうに思います。

それからもう一つは、先ほど審査委員会の2,000万円というものはいわばどっちかというとならといますか非常に金がかかるんやないか、PFI導入するために5,000万円とか2,000万円と余計な経費がかかるんではないかという御指摘があったと思うんです、どちらかといえば。ところが今の御質問は、5,000万円とか2,000万円ではなしに、もっと億の単位をかけてずっとやっていかなければならんのではないかということで、見解がやっぱり分かれてくるわけなんです。だから、前回の御決定をもとにして、今回1,900万円

のこの審査委員会を立ち上げて、そこの審査の目を通して行って、このPFI事業の検討を進めて、最終的には来年、目標としては先ほどちらっと申し上げましたけれども、来年の5月を目指して優先交渉権者の決定をしていく、その一つのステップにこの経費が必要不可欠ではないかという提案です。

今、吉良議員から言われたように、実際契約して、それから実際これ取りかかっている、病院のオペレートに向かっていくわけなんですけど、そのときにいろいろな懸念というのは当然出てこようと思います。それは、やはり契約の中にうたっていくなり、あるいはそのことの懸念があるならば別の機関を設けて、当然議会の御了解いただきながらやっていくということが、まだこれからの作業として残っておるといふふうに我々は理解をしています。

○6番（吉良富彦君） 人事の問題になりますけども、当然これはやるべきことです、この第2号議案ですか。これは今までやった流れからいうと、遅きに失するぐらいのものだと思います。それにかかわらず、こうやって職員の方は契約にもかかわって、またITももちろん大切ですから、これにかかわってやってるのに、こっこの審査委員会にそれに対応するような人が……。私知りませんから、実際どういう能力を持っているのか、本当に。だから、決定をされるなんて言われても責任を持って大丈夫ですからということにはなかなかかなりがたいなという思いがします。ですから、そこの辺についてももし御意見があれば。大丈夫だからこうしてるんでしょけれども。

○議長（西森潮三君） 先ほど、瀬戸山理事からお答えがあったように、現場の声というのはそれぞれ両病院の院長や副院長、代表者等、そういう協議会等で十分議論を重ねて、その声を審査会で瀬戸山理事が委員として反映すると、こういうお答えがあったんで、それはお任せ、お願いをするということにしかならんのではないかという気がするんですが、どうですか。

（「異議なし」と言う者あり）

○12番（中内桂郎君） 小さいことをちょっとお尋ねしますが、予算議案で3ページに資金修正計画というのが載ってるが、この中の予算外収入という項目ですけども、初めて聞く言葉ですが、これは一体……。予算外で金を動かせるというたら、本来は一借が当てはまるわけですけど、一借は別にこう起こしてるから。この予算外収入というのは何。

○事務局長（山下 司君） 職員、それから臨時職員等々からのそういうものの預かり金、社会保険料なんかもございますけども、それが予算外収入です。

○12番（中内桂郎君） それで800万円も要るかね。

○事務局長（山下 司君） 1年間ということ。

○12番（中内桂郎君） そういうのは予算外収入とかにせんろう。

それからもう一つ、それはそれとして。この一時借入金ですわね、これは性格上は短期じゃなしに本来の一借ですか。

○事務局長（山下 司君） 本来の一借でございます、若干申し上げますと、全部終期

は一緒でございますけれども、中身は4本ございます。1月末から3月26日までの分と、あと2月、3月にかけて4件一借がございまして、それを積み上げた一借の利子が10万984円というふうになっております。

○12番（中内桂郎君） だとしたら、この一借の本来の性格からして、例月現金出納結果を見ますと、8ページに載っておりますけど、一時借入金の残高が勤銀に2月28日現在で6,300万円もですね。こういうことは本来の一借の姿じゃないと思いますけどね。必要なときにその穴埋めするのが一借の本来の姿ですけど、これを積み立てて残す、一借を年間6,700万円して、そのうちの6,300万円も残高で残すというのは、これはおかしいと思いますけど、この辺どうですか。

○事務局次長（吉岡和夫君） この6,300万円につきましては、起債の前借り分が3月末に入ってくるまでのつなぎということで一時借り入れをいたしておりまして、3月末に起債の前借り分が入ってきたことによりまして、そこで返して返済ができておるという形になっております。

○12番（中内桂郎君） いやいや、起債の前借りやったらそのときに借ったらええわけですからね。

○事務局次長（吉岡和夫君） この一時借り入れにつきましては、1月末に実施設計の前払いの分1億1,900万円を支払うことが必要でございまして、実施設計の前払い分については起債の前借りで対応できるものでございますけれども、実際の受け入れが3月末になるということで、実際の支払いと2カ月のずれがございまして、その間の一借という形でやったものです。

○12番（中内桂郎君） それやったら1月やそんなに金利を払わないかんところの借らんこたないです。払うときにそういう対応したらええわけですから。

○事務局次長（吉岡和夫君） この関係で借り入れというものを4回いたしておりまして、まず最初に1月にその支払いのときに6,100万円を借り入れをいたしまして、それからあと2月26日に200万円、3月15日に300万円、3月21日に100万円という都合4回、合計6,700万円の借り入れをいたしまして、すべてその分につきましては3月26日に起債の前借り分が入ったことによりまして返済をいたしておるという形になってございます。

○12番（中内桂郎君） 同じことで論議はやめときますけど、本来の一借の姿ではないと思います、これは。

○議長（西森潮三君） そういう意見だったと。

○12番（中内桂郎君） そういうことです。

○議長（西森潮三君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（西森潮三君） それでは、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。お諮りをいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることに御異議ありませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(西森潮三君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。



採 決

○議長(西森潮三君) これより採決に入ります。

まず、議第1号平成13年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算の採決をいたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西森潮三君) 挙手多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正する条例議案の採決をいたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西森潮三君) 挙手多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第3号平成12年度高知県・高知市病院組合一般会計歳入歳出決算の認定議案を採決をいたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西森潮三君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり認定することに決しました。

以上をもって今期定例会提出の案件はすべて議了いたしました。



閉会のあいさつ

○議長(西森潮三君) これより管理者のごあいさつがあります。

管理者。

○管理者(上岡義隆君) 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

提案いたしました議案につきまして熱心な御審議をいただき、適切な御議決をいただき

ましたこと御礼を申し上げます。賜りました御意見等につきましては、これを真摯に受けとめまして、今後の組合運営に活かしてまいりたいと考えております。

この後、P F I 事業に関しまして議員協議会を開催していただくわけですが、議員の皆様におかれましては、県民、市民の皆様によりよい医療を提供するとともに、健全に経営される高知医療センターの実現のため、今後とも一層の御指導を賜りますようお願いをいたします。ありがとうございました。



○議長（西森潮三君） これをもちまして平成13年10月高知県・高知市病院組合議会定例会を閉会をいたします。どうも御苦労さまです。

午後2時22分 閉会

平成13年10月30日

高知県・高知市病院組合議会議長 西 森 潮 三 様

高知県・高知市病院組合管理者 上岡 義隆

印

議案の提出について

平成13年10月高知県・高知市病院組合議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

議第1号 平成13年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算

議第2号 高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改正する条例議案

議第3号 平成12年度高知県・高知市病院組合一般会計歳入歳出決算の認定議案

平成13年10月高知県・高知市病院組合議会定例会議決一覧表

議案関係

事件の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
第 1 号	平成13年度高知県・高知市病院組合病院事業会計 補正予算	原案可決	13.10.30
第 2 号	高知県・高知市病院組合職員定数条例の一部を改 正する条例議案	原案可決	13.10.30
第 3 号	平成12年度高知県・高知市病院組合一般会計歳入 歳出決算の認定議案	認 定	13.10.30

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副議長

議 員

議 員

議 員